

国際サステナビリティ基準審議会の設立に向けた更なる前進

重要ポイント

- ▶ IFRS 財団の評議員会は、サステナビリティ基準審議会を設立するため、IFRS 財団定款の修正案を公表した。
- ▶ 評議員会は、本提案が広範に支持される場合、2021 年 11 月に新審議会の設立計画を公表する予定である。
- ▶ 本公開草案のコメント募集期限は 2021 年 7 月 29 日である。

はじめに

2021 年 4 月 30 日、IFRS 財団の評議員会(評議員会)は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立及び運営を可能にするため、IFRS 財団定款(定款)の修正案を公表した。本公開草案(ED)のコメント募集期限は 2021 年 7 月 29 日である。

国際的なサステナビリティ基準の要望への対応

ED の公表によって、評議員会は IFRS 財団が国際的なサステナビリティ報告基準の開発において一定の役割を果たすことへの要望に対応するために、更に前進した。

2020 年 9 月 30 日、評議員会は、国際的なサステナビリティ基準に対する需要を評価し、当該基準の開発における IFRS 財団の役割を検討するためのコンサルテーション・ペーパー(CP)を公表した。CP に寄せられたコメントを要約したフィードバック・ステートメントが ED と共に公表された。2021 年 2 月、評議員会は、CP に寄せられたコメントは、国際的なサステナビリティ報告基準が緊急に必要であり、IFRS 財団がそうした基準の開発において一定の役割を果たすべきであるとの幅広い要望があることを示していた、と報じた。

2021 年 3 月 8 日、評議員会は、スコープ及びアプローチに関する 4 つの基本的な選択に関連する新サステナビリティ基準審議会の戦略的方向性についてその見解を発表した。

- ▶ 投資家、貸手及びその他の債権者の情報ニーズに重点的に取り組む(すなわち、マルチステークホルダー・アプローチではなく資本市場・アプローチの採用及び企業価値への注力)

- ▶ 当初は気候関連事項に焦点を当てるものの、その他の環境、社会及びガバナンス(ESG)事項に関する投資家の情報ニーズ充足に向けた作業にも速やかに着手する
- ▶ CDP¹、気候変動開示基準審議会(CDSB)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)、国際統合報告評議会(IIRC)及びサステナビリティ会計基準審議会(SASB)が2020年12月に提案した原型となる基準を含む、既存のフレームワークの作業を基礎にする
- ▶ サステナビリティ報告のベースラインを提供することで、国際的な比較可能性と一貫性に寄与するとともに、各法域やその他のフレームワークとの協調を通じて、より幅広い報告の要求事項に柔軟に対応できるようにする(ビルディング・ブロック・アプローチ)

2021年3月22日、評議員会は、新しいサステナビリティ基準審議会に関する技術的な提言の開発作業を調整し、技術的専門性及び内容を新しい審議会にどのように移行すべきかを検討するための技術的準備ワーキング・グループの設立を発表した。当該ワーキング・グループは、IFRS財団が議長を務め、以下に示すサステナビリティ報告及び(又は)基準設定に実績を有する数多くの組織が関与する:

- ▶ 気候関連財務情報開示に関する金融安定理事会のタスクフォース(TCFD)
- ▶ バリュー・レポーティング財団(予定されている国際統合報告評議会(IIRC)とサステナビリティ基準審議会(SASB)の合併後の組織)
- ▶ 気候変動開示基準審議会(CDSB)
- ▶ 世界経済フォーラム(WEF)
- ▶ 国際会計基準審議会(IASB):財務報告との連携の必要性を考慮して

当該ワーキング・グループは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)及びCDPとも協働する。また、証券監督者国際機構(IOSCO)も、オブザーバーとして参加する。

技術的準備ワーキング・グループと並行して、評議員会は、IASBの会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)に類似する、マルチステークホルダー専門家協議委員会を設立し、新しい審議会とサステナビリティ報告に関与するグローバルの利害関係者との協働に取り組む予定である。

定款の修正案

定款は、IFRS財団の目的に加え、そのガバナンス構造や財団の様々な機関の構成について定めている。

EDにおいて、評議員会は、IFRS財団のガバナンス構造(モニタリング・ボード及び評議員会の構成)について僅かな変更のみを提案している。

一方で、新しいサステナビリティ基準審議会の構成及び要件に関しての追加事項が、より重要な変更として位置づけられている。

その結果として、財団の目的や新サステナビリティ審議会を設立するために必要となる重要な用語の変更をはじめ、定款の他の箇所の変更も提案されている。

財団の目的を拡張する提案

EDにおいて、評議員会は、「明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められるサステナビリティ基準」の開発という文言を追加することにより、財団の目的を拡張することを提案している。財務報告基準に関する既存の目的に関する文言を準用し、評議員会は、これらの基準は、「企業報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである」と定めることを提案している。発表された戦略的方向性と同様、本基準の提案の焦点は、市場参加者の意思決定支援と、複数の利害関係者を対象としたサステナビリティ報告と市場参加者のつながりを支援することにある。

¹ カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトがその前身

提案されている名称

評議員会は、IFRS 財団の名称を変更することは提案していない。新しい基準設定主体の提案名称は、「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)」であり、ISSB が公表する基準の提案名称は「IFRS サステナビリティ基準 (IFRS sustainability standards)」である。

その結果、評議員会は、IASB が公表する基準及び IFRIC 解釈指針は、「IFRS 会計基準 (IFRS accounting standards)」と呼称し、「IFRS 基準 (IFRS standards)」は、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ基準、と定義することを提案している。

ISSB

ISSB に関する提案はおおむね、IASB に適用される既存の要件を反映している。IASB と同様、ISSB は通常、14 名のメンバーで構成され、一定の地理的分布を確保することを評議員会は提案している。しかし、IASB のメンバーは 3 人を限度に非常勤とすることができることと定款で定めているが、ISSB については、常勤メンバーの方が多くなるかぎり、より多くのメンバーを非常勤とすることができることを評議員会は提案している。

さらに、ISSB のメンバーは最大 4 人まで、地理的地域に関係なく任命できるとすることで、IASB のメンバーの選択以上に柔軟性がもたらされている。

ED は、両審議会は技術的専門性及び多様な国際ビジネスと市場経験の最善の組合せを代表するものでなければならないと提案する一方で、評議員会は、サステナビリティ基準の設定においては、さらに多様性に富む専門性が求められることを認識している。したがって、本 ED は、ISSB は関連性のある専門的知識を共同で発揮することが期待される旨を提案している。

評議員会は、IASB と同様、ISSB の各メンバーが 1 票の議決権を持つことを提案している。一方、ISSB については、公開草案又は IFRS サステナビリティ基準書の公表には、単純過半数の承認で十分であるとみなしている。

当面の間、評議員会が、サステナビリティ基準解釈指針委員会の設立を提案することはない。その代わりに、IFRS サステナビリティ基準の使用が成熟した後、独立した解釈指針委員会を設立すべきかどうか検討する旨を指摘している。

並行作業

CP は、サステナビリティ基準審議会の成功に不可欠であると評議員会が考える以下の要件に対するフィードバックを求めていた。

- ▶ 主要な市場における、公的機関、国際的な規制当局及び市場関係者（投資家及び作成者を含む）からの十分なレベルの国際的な支持の獲得
- ▶ サステナビリティ報告における国際的な一貫性の達成と複雑性の低減のための地域的な取り組みとの協力
- ▶ ガバナンス構造の適切性の確保
- ▶ 評議員会、ISSB メンバー及びスタッフについての適切な技術的専門性の達成
- ▶ 必要となる独立した資金調達レベル及び財政支援を得る能力の達成
- ▶ 財務報告との効果的なシナジーを図るための組織及び文化の開発
- ▶ 当財団の現在のミッション及びリソースが損なわれないことの確保

EDと共に公表されたフィードバック・ステートメントによると、コメントレターの回答はおおむね評議員会の提案に合意したが、コメント提供者は、「素早く実行すること」、「速やかに一組の基準を策定すること」、ならびに気候変動に関する開示を最優先とする必要性を強調した。これに対応して、評議員会は、「国際的な基準(特に気候関連事項に関して)を開発する必要の緊急性を認識すること」を要件として追加した。サステナビリティ基準審議会を設立するための定款の所定の変更に関する作業と並行して、識別された成功のための重要な要件を確実に満たすための取組みも実施されている。たとえば、上述の技術的準備ワーキング・グループの設立及びマルチステークホルダー専門家協議委員会の設立が、その例として挙げられる。

次のステップ

コメント募集期限は2021年7月29日である。その後、評議員会は、寄せられたコメントをレビューし、新しい審議会の設立に関する決定を行う。評議員会が当該審議会の設立を決定する場合、現段階では、成功のための主要な要件が満たされることが条件として、2021年11月の第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)で公表される予定である。

弊法人のコメント

サステナビリティ報告は近年、様々な利害関係者の関心をますます集めている。投資家の間では、財務報告だけでは、投資家及びその他の利害関係者に企業価値の十分な全体像が提供されないこと、及びサステナビリティ報告に関する既存のフレームワーク、方法論及び測定方法を統合することが望ましいとの認識が広がっている。

ED及び並行する各種作業の推進は、IFRS財団が既存の構造、デュープロセス及び国際的な基準設定主体としての貴重な経験を活かし、国際的に認められるサステナビリティ報告基準の開発における主導的な役割を果たすための重要な一歩を示すものである。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 003883-21Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp